

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780020

研究課題名(和文) グローバル化時代における国内裁判所と民主政

研究課題名(英文) Domestic Courts and Democracy in the Era of Globalization

研究代表者

山田 哲史 (Yamada, Satoshi)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：50634010

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：グローバル化の進展により、国際的なフォーラムで法規範が形成されるようになってきているが、これによって、法規範の民主的正統性が脅かされる状況に陥っている。このような状況の中で、本研究では、研究代表者の従来の国内議会の機能に関する研究を踏まえて、国内裁判所の機能に焦点を当てた。研究成果としては、ドイツ・アメリカにおける国際的法規範の国内適用に関する議論状況をまとめ、我が国における議論の再構築を試みる論考を多数公表し、従来の研究と合わせて、『グローバル化と憲法』というモノグラフとしてまとめ、交換した。

研究成果の概要(英文)：In the globalized world, more and more legal norms are getting formed in the international forum today. This leads the deficit of democratic legitimacy of norms binding individuals. Under such condition, this research program focused on the function of the domestic courts besides that of domestic parliament, on which I had concentrated before. As the result of this program, several papers over application of international, transnational, or global norms on the domestic level in the U.S. and Germany were written. Finally these papers together with my previously written papers are composed into a monograph named "Constitution in the Era of Globalization."

研究分野：公法学

キーワード：グローバル化と憲法 民主的正統性 国際法 直接適用 国際法親和性

1. 研究開始当初の背景

- (1) ヒト・モノ・カネの国際的な交流の深化というグローバル化が進展する中で、従来国内の議会が定めることが要求されてきた、個人の活動を規律する規範も、実質的に国際会議や国際機関といった国際的なフォーラムで形成されるようになってきている。国際的フォーラムにおける規範形成は、他国というアクターを必然的に含むものであるし、そこで国家を代表し参加するのは主に官僚であり、民主主義の観点から問題である(所謂「民主主義の赤字」と言える)。
- (2) このような問題認識のもと、研究代表者は、大学院博士課程在籍中から、グローバル化における国内民主政のあり方をめぐる問題に取り組んできた。博士論文においては、国内議会の位置付けを論じたが、博士課程修了後は、これを国内の統治機構全体の中で論じ直す必要性を強く認識するようになった。
- (3) 以上のような、一般的問題状況と研究代表者個人の研究経歴の中で、国内議会の位置付けにも留意しながら、国内裁判所に焦点を当てて研究を進めることにしたものである。

2. 研究の目的

- (1) 本研究における、最も根本的な目的は、1で問題意識として述べたところと、重複することになるのであるが、グローバル化の中における、「民主主義の赤字」への対応策を、主に国内の統治機構論の枠組みの中で探求することにある。
- (2) 本研究の焦点は、これも先に述べたように、国内裁判所に当てられている。すなわち、グローバル化時代における、国内裁判所のあるべき姿、機能を明らかにすることが本研究の直接的な目的となるわけである。
- (3) ちなみに、このように、国内裁判所に焦点が当てられることになったのは、次のような理由による。すなわち、従前の国内議会の機能の検討を通じて、当初は国内議会の機能に関心を集中していたのであるが、国内議会、とりわけ、その国際的法規範の国内への取り込みという「点」における、国内議会の積極関与だけでは、「民主主義の赤字」に対応するにあたり不十分であることは言うまでもなく、国内議会の「線または面」による丁寧な関与を試みたところで、国内議会が関与できる範囲には限界があることがわかったのである。その結果、——行政手続も重要な機能を果たしうることも明らかにはなったが、——最終的に法規範が適用される「場」である、国内裁判所が、国際的な法規範が民主的な手続を十分に経たものであるか否かを判断し、仮にそれが不十分であれば、政治部門に差戻すという、「ゲートキーパー」としての役割を担い思うと考えられたのである。
- (4) 以上のような次第で、国内裁判所が「ゲートキーパー」として機能する場面として想

定されるのが、国際的規範の「自動執行性」、「国内適用可能性」、あるいは「直接適用可能性」などと呼ばれるものである。さらには、「直接適用可能性」が認められない場合にも、国内裁判所限りで行われるとされてきた、国際的法規範の「間接適用」にも着目しないことには、直接適用可能性による差戻機能が不十分なものとなったり、潜脱されたりといった危険が出てくる。

(5) 以上より、グローバル化時代における国内裁判所の機能の探求というのは、結局のところ、国際的な法規範の直接適用可能性や間接適用(あるいは国際法適合的解釈)の意味、とりわけ、権力分立の観点からの分析が研究の対象となったのである。

3. 研究の方法

- (1) 本研究の方法上の特徴は、個人研究でありながら、日独米の参加国にわたる比較法の手法が採用されていることである。
- (2) 比較法にあたっては、主に文献研究の手法が採用され、各国の判例や学説の丹念な読み込みが行われた。これに際して、外国法については、現地における資料収集も行い、遺漏がないように努めた。
- (3) さらに、それに加えて、ドイツ、アメリカにおいて、両国の学界における第一人者(アメリカにおいては、Duke大学Law SchoolのBradly教授、ドイツにおいては、Trier大学環境法・技術法研究所のProelß教授)を訪ね、議論状況について質問するとともに、日本の議論にも示唆を与えられるような、意見交換を行った。

4. 研究成果

- (1) アメリカにおける自動執行性概念については、本研究の研究期間の開始前に、一定の検討が終了しており、論文になっていたので、これに継続する形で、アメリカにおける「間接適用」あるいは「国際法適合的解釈」に該当する、Charming Betsy Canonについて研究を進めた。また、これに際しては、前提問題として、我が国における、間接適用をめぐる従来の議論を整理した。
- (2) (1)の研究の成果は、我が国の従来の議論が、国際的法規範の国内法秩序の中における位置付けを重視することなく、漠然と、国際協調を念頭にポジティブなものとして広く認めようとする傾向があることを見出すとともに、米国においてはCharminig Betsy Canonが優れて権力分立の問題であると捉えられており、国際法を法律の上位に位置づけず、同位だとしながらも、国際協調の要請との柔軟な調整を可能としていることが明らかになった。
- (3) 続いて、ドイツ連邦共和国基本法における原則として位置付けられる、国際法親和性原則についての研究に移った。ここでは、その内容との関係における、国際法の直接適用

可能性の意義や、国際法の国内法解釈における考慮のあり方が検討された。結果、国際法親和性原則が直接適用可能性に直結するものではないことや、とりわけ国内法解釈における考慮に関して、ドイツにおいても、必ずしも国内法の種類を丁寧に分けながら考える発想が一般的とは言えない面があるものの、学説ではこの点を強調する見解も多いことを指摘した。また、少数説ではあるが、国際法親和性原則をことさらに憲法上の原則とすることなく、解釈指針としての国際法親和的解釈の活用の可能性が説かれており、我が国にとっても示唆的であることがわかった。

(4) これらの研究は最終的に、我が国における、国際協調主義、あるいは日本国憲法 98 条 2 項の再構成につながった。ここでは、従来言われていたように、日本国憲法 98 条 2 項が、条約の法律への優位を基礎付けるものではないことが、憲法制定過程の検証や、ドイツ・アメリカでそのような優位を否定しても、国際法の尊重が十分に可能であるということから基礎付けられたのであった。

(5) 以上のような研究成果は、従来の国内議会の機能論と合わせて、再構成した上で、単著、『グローバル化と憲法』にまとめられた。これについては、まだ公刊後、日が浅いものの、一定の評価も得られているようであり、2017 年 4 月下旬段階で、すでに複数の書評会が予定されている。

(6) なお、このような経緯で、裁判所の機能を権力分立にも気配りしながら検討することになったのであるが、本研究とは別の観点から始められた、憲法適合的解釈や捜査活動規制における議会・裁判所関係に関する研究との相互関連性が明らかになり、直接はこの二つを題材とした研究にも本研究の成果が取り込まれ、応用されるに至っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 9 件)

山田哲史、ドイツにおける憲法適合的解釈の位相、岡山大学法学会雑誌、66 巻 3・4 号、査読なし、908-862 頁、2017 年

http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54878/20170324171639401660/olj_66_3_4_908_862.pdf

山田哲史、ドイツ連邦共和国基本法における国際法親和性原則(二・完)、岡山大学法学会雑誌、査読なし、66 巻 2 号、798-706 頁、2016 年

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/>

[public/5/54761/20170119115012325960/olj_66_2_\(706\)_\(798\).pdf](http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54761/20170119115012325960/olj_66_2_(706)_(798).pdf)

山田哲史、ドイツ連邦共和国基本法における国際法親和性原則(一)、岡山大学法学会雑誌、査読なし、66 巻 1 号、234-199 頁、2016 年

[http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54517/2016090511375967511/olj_66_1_\(199\)_\(234\).pdf](http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54517/2016090511375967511/olj_66_1_(199)_(234).pdf)

山田哲史、国内法の国際法適合的解釈と権力分立 —— 米国における Charming Betsy Canon の紹介を中心に ——、岡山大学法学会雑誌、査読なし、65 巻 3・4 号、924-831 頁、2016 年

http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54134/20160528123717831034/olj_065_3_4_831_924.pdf

山田哲史、新技術と捜査活動規制 —— 合衆国最高裁 Riley 判決の検討をきっかけに —— (二・完)、岡山大学法学会雑誌、査読なし、65 巻 2 号、500-452 頁、2015 年

[http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/53931/20160528123451101408/olj_065_2_\(193\)_\(241\).pdf](http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/53931/20160528123451101408/olj_065_2_(193)_(241).pdf)

山田哲史、強制処分法定主義の憲法的意義、公法研究 77 号、査読有、225-234 頁、2015 年

山田哲史、新技術と捜査活動規制 —— 合衆国最高裁 Riley 判決の検討をきっかけに —— (一)、岡山大学法学会雑誌、査読なし、65 巻 1 号、178-132 頁、2015 年

http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/53626/20160528121252956499/olj_065_1_178_132.pdf

Satoshi YAMADA, *International Dialogue among Courts in Light of Democracy*, *Kangwon Law Review*, 査読有、Vol.45、pp.211-236、2015年
http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/files/public/5/54011/20160528123826626057/KangwonLawReview_45_211.pdf

山田哲史、「憲法適合的解釈」をめぐる覚書——比較法研究のための予備的考察——、*帝京法学*、査読なし、29巻2号、277-322頁、2015年
<http://hdl.handle.net/10682/3273>

〔学会発表〕(計 3件)

山田哲史、国内法の国際法適合解釈・序説、第79回岡山公法判例研究会、於・岡山大学、2015年11月14日

山田哲史、携帯電話の「逮捕に伴う無令状捜索(search incident to arrest)」の合憲性、アメリカ合衆国最高裁判例研究会、於・学習院大学、2014年12月20日

山田哲史、強制処分法定主義の憲法的意義、日本公法学会総会公募セッション、於・中央大学、2014年10月18日

〔図書〕(計2件)

山田哲史、*グローバル化と憲法——超国家的法秩序との緊張と調整*、弘文堂、2017年、vi+496

大沢秀介・大林啓吾編、*アメリカの憲法問題と司法審査*、(山田哲史[分担執筆]、第5章 プライバシー権と刑事手続)、成文堂、2016年、x+295 (131-158頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)
なし

取得状況(計 0件)
なし

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 哲史 (YAMADA, Satoshi)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准

教授

研究者番号 : 50634010

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし

(4)研究協力者
なし